

冷凍保安規則等の一部を改正する省令案等に対する  
意見募集の結果について

令和2年10月30日  
経済産業省  
産業保安グループ  
高圧ガス保安室

令和2年9月4日付けで、冷凍保安規則等の一部を改正する省令案等に対する意見募集を行いました。その結果は、以下のとおりです。

1. 意見募集の実施方法

- ・ 募 集 期 間： 令和2年9月4日（金）～令和2年10月3日（土）
- ・ 告 知 方 法： ホームページにて掲載
- ・ 意見提出方法： 電子メール、FAX及び郵送

2. 意見募集の結果

2件

3. 提出された意見の概要及びそれに対する回答

別紙のとおり。

4. 省令等の改正について

令和2年10月30日に省令等の改正を行いました。詳細につきましては、経済産業省のホームページに掲載致します。

5. お問い合わせ先

経済産業省産業保安グループ高圧ガス保安室

電話番号：03-3501-1706

## 「冷凍保安規則等の一部を改正する省令案等」に寄せられた御意見

|   | 御意見の概要  | 御意見に対する考え方   |
|---|---|--|
| 1 | <p>「目視又はこれに類する方法」について、改正通達において目視と同等の情報が得られる方法の例示がある。</p> <p>この場合、例えば、検査官が検査場所に出向くことなく高圧ガス事業所と検査官をオンラインアプリで接続し検査内容が確認できる環境を構築した場合、この場合のオンラインで行う方法についても、目視と同等の情報が得られる方法として解することができるのかご教示ください。</p> | <p>検査を行う場所は法令上定めがなく、必ずしも事業所内で行う必要はありません。</p> <p>また、オンラインの活用は制限しておらず、技術基準への適合状況を適切に確認できるのであれば、必要に応じて活用することは問題ないと考えます。</p> |
| 2 | <p>定点観測的な高性能なカメラ装置の複数設置などが望ましいのではないかと思われるのではあるが（常時即時に高精度の画像（場合により特殊な電磁波波長による撮影が行われたものを含む）の取得が出来るので）、ドローンを手段として用いる事を可能とする事について特段の異論は無い。</p>  | <p>御意見をいただき、ありがとうございます。</p>  |